

静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正に係る パブリックコメントの実施

◆ 目的	<p>静岡市公衆浴場法施行条例では、公衆浴場の衛生や風紀を良好に保つための基準が定められております。サウナ需要の高まりなど営業形態や入浴形態の多様化に伴うニーズに対応するため、現行条例の一部改正を予定しており、<u>改正案についてパブリックコメントを実施し、皆様から意見を募集します。</u></p> <p>【改正のポイント】</p> <p>サウナ等を営業するにあたり、公衆浴場法第3条に規定された衛生・風紀の担保ができる範囲において、現行の規制を一部緩和するものです。</p> <p>(1) 水着等着用における見通しのできない構造の緩和 (2) サウナを主とした場合の湯栓設置の緩和</p> <p>【改正時期】</p> <p>11月議会で議決後、公布日施行を予定しています。</p>
◆ 募集期間	令和6年9月10日(火)～令和6年10月10日(木)
◆ 資料の閲覧場所	(1) 静岡市ホームページ 「 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3689/s013008.html 」 (2) 静岡市保健所静岡市保健所生活衛生課 (城東保健福祉エリア保健所棟2階) (3) 静岡市保健所清水支所 (静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所2階) (4) 各区の市政情報コーナー
◆ 提出方法	(1) 電子申請「 https://logoform.jp/form/79j2/710887 」 (2) 郵送または持参 令和6年10月10日必着 〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号 城東保健福祉エリア保健所棟2階 (3) FAX: 054-209-0540

別紙資料 有・無

【問合せ】生活衛生課 生活衛生係(葵区城東町)
担当 小田、天野
電話 054-249-3156